

契 約 書 (案)

件 名	安佐医師会病院におけるクレジットカード利用取扱業務（VISA・Master）
信用販売 実施場所	安佐医師会病院（広島市安佐北区可部南二丁目１－１）
契約期間	契約締結の日から令和９年３月３１日まで
履行期間	令和５年４月１日から令和９年３月３１日
手数料率	%
特約条項	

上記について安佐医師会を甲とし、_____を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書２通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

令和４年１１月 日

甲 広島市安佐南区八木五丁目３５－２
 一般社団法人 安佐医師会
 会長 辻 勝三

乙

安佐医師会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙及び乙が加盟または提携する組織（VISA インターナショナルサービスアソシエーション及びマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下「提携組織」という。）が運営するクレジット取引システムに基づき、乙及び第1条(1)に定めるカードにより、甲がカード保有者に対し公金のカード決済を行うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

- (1)「カード」とは、下記①から③に記載したクレジットカード等（その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物又は番号、記号その他の符号を含む）のうち、乙が指定するものをいう。
 - ①加盟店と会員の間の取引の決済機能を有する当社が発行するクレジットカード等
 - ②提携組織に加盟している日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード等
 - ③当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード等カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとする。
- (2)「会員」とは、前項「カード」を利用するものいい、カードを正当に所持する者をいう。
- (3)「端末機」とは、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）、CCT（クレジット・センター・ターミナル）などの乙が認めたカードの有効性を照会するための端末機をいう。
- (4)「公金」とは、信用販売実施場所安佐医師会病院における患者の診療費及び文書料等をいう。
- (5)「カード決済」とは、会員及び甲が、乙所定の手続きを行うことにより、甲が公金を会員から直接受領することなく、乙が立替払いを行う取引をいう。
- (6)「手数料」とは、乙が甲に対して公金の立替払いの対価として、甲が乙に支払う手数料をいう。

（カード取扱店等）

- 第2条 甲は、前条に定めるカード決済を行う施設（以下「カード取扱施設」という。）を指定し、あらかじめ乙に所定の書面をもって届け出、乙の承認を得るものとする。乙は当該指定を承認した場合、加盟店番号を付与する。なお、カード取扱施設の追加・取消についても同様とする。
- 2 甲は、本契約に従い信用販売を行うすべてのカード取扱施設内外の会員の見やすいところに乙所定の加盟店標識を掲示するものとする。
 - 3 甲は、カード取扱施設に対し、本契約を周知徹底させ、遵守させるものとする。
 - 4 甲は、乙又はそれらの委託先が、会員のカード利用促進のために、甲の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などに加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
 - 5 甲は、売上票、売上集計票、端末機、加盟店標識などを本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとする。

(届出事項の変更)

第3条 甲は、乙に届け出ている名称・代表者・所在地・電話番号・カード取扱施設及び立替払金振込指定金融機関口座、その他に変更が生じた場合には、直ちに乙所定の書面により、乙への届出印を押印のうえ届け出るものとする。

2 前項の届け出がないために、乙からの通知又は送付書類、立替払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとする。

3 乙は、甲に届け出ている名称・代表者・所在地・電話番号、その他に変更が生じた場合には、直ちに甲所定の書面により、甲への届出印を押印のうえ届け出るものとする。

4 前項の届け出がないために、甲からの通知又は送付書類、手数料が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに乙に到着したものとする。

(地位の譲渡等)

第4条 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。

2 乙は、本契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができるものとする。

(業務の委託)

第5条 甲は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。

2 前項に関わらず、乙が事前に承認した場合には、甲は第三者に業務委託を行うことができるものとする。

3 前項により乙が、業務委託を承認した場合においても、甲は本契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が委託業務に関連して乙に損害を与えた場合、甲は業務代行者と連帯して乙の損害を賠償するものとする。

4 甲は、業務代行者を変更する場合は、事前に乙に申し出、乙の承認を得るものとする。

5 乙は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を、第三者に業務委託しようとする場合は事前に甲の承認を得ることとする。

6 前項により甲が業務委託を承認した場合においても、乙は本契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとする。また、業務代行者が委託業務に関連して甲に損害を与えた場合、乙は業務代行者と連帯して甲の損害を賠償するものとする。

7 乙が業務代行者を変更する場合は、事前に甲に申し出、甲の承認を得るものとする。

8 甲、乙は、業務代行者を選定するにあたり、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し業務代行者に本契約における個人情報保護及びカードに関する情報等の機密保持等を課す内容を含む契約を業務代行者と締結するものとする。

9 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(カード決済)

第6条 甲は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、本契約に従い、カード取扱施設において会員に対しカード決済を行うものとする。

- 2 甲が取扱うことができる支払区分は1回払いのほかに、乙が承認した場合には、2回払い、リボルビング払い、分割払い、ボーナス1回払い、その他乙が特に認めた方法とする。
- 3 甲は、前項の規定に関わらず、カードを発行した会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分が取り扱えない場合があることをあらかじめ了承する。

(カード決済の方法)

第7条 甲は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、カードの真偽、有効期限及びカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認し、乙所定の売上票に売上加盟店番号、カード取扱施設、担当者名、カード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払区分、日付、金額などを記入するものとする。また、その場で会員による暗証番号の入力、又は会員の署名を求め、正しい暗証番号が入力されたこと、又はカード記載の署名と売上票の署名及びカード券面の会員番号、カード名義人名と売上票の会員番号、会員氏名が同一であり、且つ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえカード決済を行い、売上票の控え（会員用控え）又は売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとする。なお、甲は会員に対し売上票に乙所定の項目以外の記載を求めてはならないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲と乙、合意の上、別途カード決済の方法を定めることができるものとする。
- 3 売上票に記載できる金額は、当該公金の金額（税金を含む）のみとし、現金の立て替え、及び過去の公金の精算などを含めることはできないものとする。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること、及び売上票の金額訂正はできないものとする。
- 4 甲は、乙が事前に承認した場合を除き、乙所定の売上集計票及び売上票を使用するものとする。また、売上票の控え（加盟店用控え）は甲の責任において保管し、他に譲渡できないものとする。
- 5 甲は、端末機を設置した場合には、端末機の使用規約並びにその取扱いに関する規約の定めるところに従い、すべてのカード決済にこれを使用し、会員番号などを乙に送信することにより、カードの利用の照会を行い、乙からその承認を得るものとする。なお、故障、障害などにより端末機が使用できない場合及び乙が当該端末機の利用につき別途制限を設けた場合には、すべてのカード決済につきその都度事前に乙へ電話連絡をして承認番号を取得するものとする。

(差別的取扱いの禁止・協力義務)

第8条 甲は、有効なカードを提示した会員に対し、カード決済の取扱いを拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求したり、会員に現金客と異なる代金を請求したり、カード決済の金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど、会員に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとする。

- 2 甲は、乙から依頼があった場合、会員のカード使用状況の調査に協力するものとする。
- 3 甲は、会員からカード決済を行うに関し、苦情、相談を受けた場合や、甲と会員との間において紛議が生じた場合には、甲の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

(カード決済限度額)

第9条 第7条第5項に定める場合を除き、甲が会員1人あたり1回につき行うことができるカード決済限度額(同一日、同一施設におけるカード決済額の総額とする。)は、税金を含み乙が別途通知した金額の範囲内とする。

- 2 甲は、会員に対し前項のカード決済限度額を超えてカード決済を行う場合、その都度事前に乙の承認を得るものとし、乙の承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとする。万一乙の承認を得ないでカード決済限度額を超えてカード決済を行った場合には、甲は当該カード決済金額全額について一切の責任を負うものとする。甲は、乙からカード決済限度額の変更の通知があった場合はそれに従うものとする。

(カードの不正使用など)

第10条 甲は、乙から特定のカードを無効とする旨通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカードの提示者に対してはカード決済を行わないものとする。

- 2 甲は、明らかに偽造、変造、模造若しくは破損と判断できるカードを提示された場合には、カード提示者に対しカード決済を行わないものとする。
- 3 万一甲が前2項に違反してカード決済を行った場合、甲は当該公金金額全額について一切の責任を負うものとし、乙の被った損失を補償するものとする。
- 4 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカードに起因するカード決済が行われ、乙がカードの使用状況などの調査の協力を求めた場合には、甲はこれに協力するものとする。また甲は、乙から指示があった場合若しくは甲が必要と判断した場合には、甲が所在する所轄警察署へ当該カード決済に対する被害届を提出するものとする。
- 5 第1項、第2項のいずれかに該当する場合、甲は、当該カードの回収・保管に努めるものとし、直ちに事実を乙に連絡するものとする。

(立替払)

第11条 乙は、会員のカード決済に係る甲の債権(以下「債権」という。)を、会員に代って立替払いするものとする。

- 2 甲は、カード決済を行った日から原則として10日以内に、当該カード決済の売上票を支払区分毎に取りまとめ、乙所定の売上集計表に添付して、乙に送付するものとする。
- 3 甲乙間の第1項の立替払契約は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに前項の売上集計表及び売上票が乙に到着した債権について、当該締切日に締結され、効力が発生し、同時に会員に対する乙の求償権が発生するものとする。ただし、乙が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。
- 4 乙の甲に対する立替払金の支払は、別表に定める支払日に当該立替払いの対象となる公金金額の総額より第12条に定める手数料を差し引いた金額を甲指定の金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、甲が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が同様の場合は前営業日を支払日とする。

5 乙の甲に対する立替払金は、乙が直接支払うか、又は乙が指定し、事前に甲に通知した所定の会社が立替払いをするものとする。

6 乙は、第4項に規定する事項の履行に正当な理由なく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振込みを行うべき金額に年14.6パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。）を遅延損害金として、甲が指定する日までに納付しなければならない。ただし、甲が納付を免除した場合はこの限りではない。

（手数料の支払い）

第12条 甲が乙に支払う前条第1項の立替払契約に係る手数料は、立替払契約の効力が発生した債権を乙が別途定める種類毎に合計した金額に、乙の定める手数料率、_____パーセントを乗じ、1円未満を切り捨てた金額の合計額とする。

（カード決済の取消し）

第13条 甲が、カード決済の取消し又は解約などを行う場合は、直ちに乙所定の方法にて当該立替払契約の取消しを行い、取消しの売上票を乙へ送付することとし、乙は第11条第2項及び第3項に準じて処理するものとする。ただし、当該立替払金が支払い済みの場合には甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。又は、乙は当該立替払金を次回以降の甲に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。

（紛議の発生）

第14条 会員と甲との間に第8条3項に定める紛議が生じ、会員がカード決済代金の支払いを拒んだ場合あるいはカード決済代金が支払済みであっても当該紛議が解決されない場合の立替払金の支払いは以下のとおりとする。

(1) 当該立替払金が支払前の場合には、乙は当該立替払金の支払いを保留又は拒絶することができるものとする。

(2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。また、乙は当該立替払金を次回以降の甲に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。

(3) 当該抗弁事由が解消した場合には、乙は甲に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

2 第10条第5項により乙が当該カードの回収・保管を依頼した場合、カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、すべて乙が責任を持って解決する。

（立替払契約の取消）

第15条 乙は、甲乙間の立替払契約の対象となった公金について、以下の事由が生じた場合には、承認番号取得の有無に関わらず、当該立替払契約を取消し、又は解除できるものとする。

(1) 売上票が正当なものでないとき。

- (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき。
 - (3) カード決済を受け付けた日から2か月以上経過した債権について立替払契約が締結されたとき。
 - (4) 第7条第5項又は第9条第2項に反して乙の承認を得ずにカード決済を行ったとき。
 - (5) 第10条に違反して無効カードの使用者に対しカード決済を行ったとき。
 - (6) 第8条第3項に定める紛議が解消しないとき。
 - (7) その他甲が本契約に違反したとき。
- 2 前項に該当した場合、乙は甲に対し、当該売上票に取消表示をして返却する。また、当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。甲が当該立替払金を返還しない場合には、乙は次回以降に甲に対して支払う立替払金から当該立替払金を差し引けるものとする。
- 3 乙が、甲乙間の立替払契約の対象となった債権について第1項記載の各号事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、乙は調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該立替払契約を取消し又は解除することができるものとする。なお、甲は乙の調査に協力するものとする。調査が完了し、乙が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、乙は甲に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

(営業秘密等の守秘義務等)

- 第16条 甲及び乙は、営業秘密を、秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・預託・漏洩せず、本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。ただし、以下の情報は営業秘密に含まれないものとする。
- (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除く。）
 - (4) 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法且つ正当に開示を受けた情報
- 2 甲及び乙は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
- 3 甲及び乙は、自己の役員・従業員、親会社（50%超の議決権を保有されている又は40%以上の議決権を保有され且つ実質的に支配されていると見做すことができる会社をいう。）及び子会社（50%超の議決権を保有している又は40%以上の議決権を保有し且つ実質的に支配していると見做すことができる会社をいう。）（以下総称して「従業員等」という。）に対してのみ、本契約の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の営業秘密を開示するものとする。甲及び乙は、自己の従業員等に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課した上でなければ、相手方の営業秘密等を開示してはならない。

- 4 甲及び乙は、営業秘密をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合に相手方の指示があるとき、又は、相手方の要求があるときは、その指示内容に従い、返却・廃棄又はその他の処分をするものとする。
- 5 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(著作権等の取扱い)

- 第17条 委託業務遂行の過程で乙が作成したプログラム（ルーチン、モジュール等含む。）の著作権は、当該プログラムに結合され又は組み込まれたプログラム（ルーチン、モジュール等含む。）を含め、乙に帰属するものとする。
- 2 委託業務の過程で作成された前項のプログラムに係るドキュメントの著作権については、乙に帰属するものとする。ただし、甲が委託業務遂行において単独で著作したドキュメントの著作権は甲に帰属する。
 - 3 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(個人情報の保護)

- 第18条 乙は、本契約に基づき甲から開示される個人情報を、本契約の目的の範囲内においてのみ利用するとともに、個人情報保護法、これに関連するガイドライン等に基づき、適法且つ適正に取り扱うものとする。
- 2 乙は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
 - 3 乙の責に帰すべき事由により、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報が第三者に漏洩し、甲に損害が発生した場合には、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 乙は、業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
 - 5 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

(情報の収集及び利用等)

- 第19条 甲は、乙が本項（1）に定める甲及びその代表者の情報（以下「加盟店情報」という。）につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意する。
- (1) 本契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード利用促進に関わる業務のために以下の①から⑤の加盟店情報を収集、利用すること。
- ① 甲及び甲の店舗の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等甲が加盟申込時及び変更届け時に届け出た事項
 - ② 加盟申込日、加盟日、CAT 番号、取扱商品、販売形態、業種等の甲と乙の取引に関する事項
 - ③ 甲のカード取扱状況
 - ④ 乙が収集した甲及び代表者のクレジット利用履歴
 - ⑤ 甲の営業許可証等の確認書類の記載事項

- ⑥ 乙が適正且つ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - ⑧ 乙が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
 - ⑨ 割賦販売法第35条の3の5における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
 - ⑩ 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項
 - ⑪ 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
 - ⑫ 会員から乙又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、乙又はカード会社が会員及びその他の関係者から調査収集した情報
 - ⑬ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 - ⑭ 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
- (2) 以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、甲が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、乙は業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとする。
- ① 乙が本契約に基づいて行う業務
 - ② 宣伝物の送付等乙及びカード会社又は他の加盟店等の営業案内
 - ③ 乙のクレジットカード事業その他乙の事業（乙の定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3) 本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

（加盟店信用情報機関の利用及び登録）

第20条 甲は、加盟店情報につき、乙又はカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意する。（加盟店信用情報機関は本契約末尾記載のとおりとする。）

- (1) 本契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のために、乙又はカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という。）に照会し、甲に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
- (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という。）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
- (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理並びに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

- 2 甲は、甲及びその代表者が他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項（2）の目的で共同利用することに同意する。
- 3 乙が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本契約末尾に記載のとおりとする。なお、乙が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し又は乙のホームページに記載するものとする。

（加盟店情報の開示、訂正、削除）

第21条 甲は、乙に対して、保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとする。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとする。

（1）乙への開示請求：_____

（2）加盟店信用情報機関への開示請求：本契約末尾記載の **ホームページに記載の** 各加盟店信用情報機関

- 2 万が一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、乙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとする。

（契約終了後の加盟店情報の利用）

第22条 乙は、本契約終了後も第19条に定める目的（ただし、第19条第1項（2）②に定める営業案内を除く。）及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は乙が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用する。

（カードに関する情報等の機密保持）

第23条 甲は、本契約に基づいて知り得た個人情報、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報を含む乙の営業上の機密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならないものとする。

- 2 甲は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、内部規定の整備、役職員の教育等を含む安全管理に関する一切の措置をとるものとする。
- 3 甲において会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合又は甲において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると乙が判断した場合には、速やかに乙に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとする。
- 4 甲は、会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報の漏洩等が生じた場合又は甲において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると乙が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を乙に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業員に対する必要且つ適切な指導を含むものとする）を講じた上で、その内容を乙に書面で報告しなければならないものとする。
- 5 乙は、前項の措置が不十分であると認めた場合には、甲に対し、当該措置の改善の要求その他本契約の解除、取引の停止を含む必要な措置・指導を行えるものとし、甲はこれに従うものとする。

- 6 甲の責めに帰すべき事由により、第1項の情報が第三者に漏洩し、乙に損害が発生した場合には、乙は甲に対しその損害を請求することができるものとする。
- 7 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

(カード決済の停止)

第24条 甲が以下の事項に該当する場合、乙は本契約に基づくカード決済を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には、甲は、乙が再開を認めるまでの間カード決済を行うことができないものとする。

- (1) 乙が第18条第3項の漏洩等又は目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 乙が、甲が第28条第1項(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(8)、(9)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、乙が必要と認めた場合

(監査・検査等)

- 第25条 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の役員への事情聴取など、委託業務の処理状況等について監査・検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。
- 2 前項の監査・検査の結果、乙の個人情報保護体制が本契約の趣旨又は個人情報保護のための法令等に照らし不十分であると客観的且つ合理的に判断される場合、甲は乙に対し、その改善を要望することができる。
- 3 乙は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、外部機関によるセキュリティ検査を受けるものとする。

(取扱期間)

第26条 本契約の有効期間は令和9年3月31日までとする。

(解約)

第27条 前条に関わらず、甲、乙は、書面により3か月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとする。

(契約解除)

- 第28条 特約条項及び前条の規定に関わらず、甲が以下の事項に該当する場合、乙は甲に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、且つ、その場合乙及びカード会社に生じた損害を甲が賠償するものとする。
- (1) 加盟店申込書等加盟に際し、乙に提出した書面及び第3条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき。
- (2) 他の者の債権を買い取って、又は他の者に代わって乙に立替払いの請求をしたとき。
- (3) 第8条の規定に違反したとき。

- (4) 第15条の立替払契約の取消し又は解除に応じなかったとき。
- (5) 第23条の規定に違反したとき。
- (6) 前5号のほか本契約に違反したとき。
- (7) 他のクレジットカード会社との取引に関わる~~かかわる~~場合も含めて、信用販売制度又は通信販売制度を悪用していると乙が判断したとき。
- (8) 甲の営業又は業態が公序良俗に違反すると乙が判断したとき。
- (9) 架空債権の立替払いの請求、その他甲が不正な行為を行ったと乙が判断したとき。
- (10) その他甲として不適当と乙が判断したとき。

2 甲が、前項各号のいずれかに該当した場合又は該当する疑いがあると乙が認めた場合、乙は前項に基づき契約を解除するか否かに関わらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は甲に対しての遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

3 甲は、乙が次の各号に該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第30条に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。
- (4) 第30条に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反について是正されないとき。
- (5) 仮差押え、差押え、若しくは仮処分があったとき又は競売等の申立があったとき。
- (6) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
- (7) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (8) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (9) 排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、本契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき。
- (10) 乙（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- (11) その他、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、手数料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により本契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めの帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 5 甲は、業務が完了するまでの間は、同条によるほか、必要があるときは、契約を解除することができ、甲は、この規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約終了後の処理)

第29条 本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたカード決済などは有効に存続するものとし、甲、乙は、当該カード決済などを本契約に従い取扱うものとする。ただし、甲、乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。

- 2 甲は、本契約が終了した場合には、直ちに甲の負担においてすべての加盟店標識を取り外すとともに売上票、売上集計表など乙から交付されていた取扱関係書類並びに印刷物（販売用具）を速やかに乙に返却するものとする。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約並びにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとする。

(実地調査など)

第30条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

- (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

- 2 本契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第31条 甲、乙はそれぞれにその代表者、関係組織及び親会社・子会社等の関係会社、役員、職員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む。）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し賃金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
- 2 甲及び乙が前項の規定に違反していることが判明した場合又は違反している疑いがあると甲、乙のいずれかが認めた場合、甲、乙は、直ちに本契約を解除できるものとし、且つ、その場合、甲、乙及びカード会社に生じた損害を違反していることが判明した者若しくは疑いがある者が賠償するものとする。また、この場合、前条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 甲が、本条第1項の規定に違反していることが判明した場合又はその疑いがあると乙が認めた場合には、乙は、前項に基づき契約を解除するか否かに関わらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
- 4 乙は、甲が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、甲は、乙が再開を認めるまでの間、カード決済を行うことができないものとする。

（本契約に定めのない事項）

第32条 本契約に定めのない事項については、本契約と矛盾抵触しない範囲で乙の定める最新の加盟店規約に従うものとし、本契約及び乙の定める加盟店規約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（準拠法）

第33条 甲、乙との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとする。

(合意管轄裁判所)

第34条 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、乙の本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

<加盟信用情報機関>

本契約に定める加盟信用情報機関は、以下のとおりとする。

名称	
住所	
電話	
受付時間	
共同利用の目的	
共同利用する情報の内容	

<別表>

売上集計表・売上票の締切日及び立替払金の支払日

カード決済の方法	取扱期間	締切日	支払日
1回払い	月初～15日	15日	当月末
2回払い			
リボルビング払い	16日～末日	月末	翌月15日
分割払い			
ボーナス1回払い	夏期 12月16日～6月15日	15日	当月末
(ボーナス1回繰上払い)	冬期 7月16日～11月15日	月末	翌月15日

※ 売上集計表・売上票は、締切日到着分をもって締め切るものとする。

※ 支払日が金融機関休業日の場合は、15日は翌営業日、末日は前営業日を支払日とする。